

「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」に関するお知らせ

◇問い合わせ◇ ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内) ☎ 893-3818 ☎ 893-3810

高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)について、5月10日から申請受付を開始しています。
給付金を受け取るには、申請手続きが必要です。

1 給付の目的

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の方への支援のため、臨時的な措置として実施します。



2 支給要件及び支給額

【支給対象者】平成27年度臨時福祉給付金の対象者※のうち、平成28年度中に65歳以上となる方が対象です。

※平成27年度分の住民税が課税されていない方で、基準日(平成27年1月1日)にこの町に住民票がある方です。ただし、次の①②のいずれかに該当する方は、対象となりません。

- ①平成27年度分の住民税が課税されている方の扶養親族など
- ②生活保護制度における被保護者など

【支給額】対象者1人につき30,000円(1回限り)

3 給付金申請書の発送について

支給対象となる可能性がある方には、5月上旬に申請書を郵送しています。

※申請書が届いても審査の結果、給付金の対象とならない場合があります。

※最近遡って確定申告をされた方など、支給対象となる方でも申請書が届かない場合がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。

4 支給申請の手続きについて

送付された申請書に必要な事項を記入・押印の上、必要書類を添付して申請してください。

記入方法や必要書類については、申請書に同封します記入要領などを参考にしてください。

申請内容を審査後、支給対象となった方には「支給決定通知書」を、支給の対象とならなかった方には「不支給決定通知書」を送付します。

給付金の支給は5月から順次行なっています。

5 申請方法

【郵送申請】

申請書に同封する返信用封筒で申請書・必要書類などを郵送してください。

【窓口申請】

- ・ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内)
- ・本庁給付金受付窓口(2階)
- ・吾北総合支所 住民福祉課
- ・本川総合支所 住民福祉課



6 申請期限及び受付時間

申請期限：8月9日(火)

受付時間：平日 8:30 ~ 17:15

※申請期限後の申請は、原則受付できませんのでご注意ください。

※郵送申請の場合は、8月9日(火)の消印まで有効とします。

7 ご注意

・申請期間などは、各市町村により異なります。この町以外が申請先になる場合は、事前にその市町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認をお願いします。

・平成28年度は、高齢者向け給付金とは別に、「臨時福祉給付金」と「低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」も予定しています。両方の給付金について、それぞれ申請が必要となりますが、申請開始は9月を予定していますので、近づきましたら別途ご案内します。